

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2. 監査対象として選定した特定の事件

契約に関する事務の執行について

監査対象期間 原則として平成22年度を監査対象としている。

3. 特定事件の選定理由

包括外部監査初年度の平成21年度は大津市行政全般にわたる包括的なテーマが適切と考え、未収金並びに貸付金をテーマにして収入未済額の管理事務及び制度の運用・管理状況を検証し、制度のあり方を検討した。2年目の平成22年度は、同じく歳出での大津市行政全般にわたる包括的なテーマとして、補助金関係の事務の執行状況と、平成21年度の未収金の監査の際に様々な問題点が見られた大津市民病院の2点をテーマとして選定した。3年目である平成23年度は、同じく大津市政全般にわたる事務の執行体制を検討すべく、「最少の経費で最大の効果が挙げられるようにしなければならない」（地方自治法第2条第14項）の観点から「契約に関する事務の執行について」を特定の事件として選定した。

4. 実施した監査の方法及び対象範囲

(1) 監査対象

大津市における契約事務の内容を検討し、物品購入、賃借料等についても監査対象とするか検討を加えたが、1件ごとの契約金額、大津市行政全般にわたるかどうかの観点から「委託契約」及び「工事請負契約」を監査対象とした。また、監査対象期間は平成22年度契約としているが、比較検討のため、平成23年度契約及び平成21年度以前の契約も一部検討対象とした。

(2) 監査の要点

- ・委託又は工事請負契約の契約事務は、関係法令等に基づいて適切に執行されているか。
- ・契約相手の選定方法は、公正性かつ透明性が確保されているか。
- ・委託又は工事請負契約の目的が明確であり、その目的達成の契約内容となっているか。
- ・検査方法、支払方法は、適切か。

(3) 実施した監査手続

大津市における委託契約並びに工事請負契約の概要を調査し、全体的な流れを把握した上で、問題点の有無を検討した。まず始めに、多数の契約の中から検討課題を見極めるため、平成23年10月11日までに、各部署に対し20,000千円以上の委託契約及び工

事請負契約を対象とした調査を実施した結果、230 件の調査票を回収した。さらに少額契約について別途 94 件を選定し、各部署にヒアリングを行うなど必要事項の調査を実施するとともに、昇降機等の契約に関し、新たな調査を実施した、これらの提出された調査票をもとに、内容を検討した上で、担当者・責任者への質問、提出資料の分析、事務執行における関係法令及び諸規定への準拠性の検討、事務執行体制の検証等、関係書類の突合その他、監査人が必要と認めた手続を実施した。

5. 補助者について

大津市監査委員の協議を経て下記の者を監査補助者に選任し、その任に当たさせた。

弁護士	1 名	松本則夫
公認会計士	2 名	野口真一・松尾宏文
税理士	3 名	安藤大輔・今井正人
事務補助者	2 名	中村学・田中宏和

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、いずれも地方自治法第 252 条の 29 の規定に基づき記載すべき利害関係はない。

注：本報告書の金額および固有名詞の表示について

1 本報告書の金額表示は原則として千円単位で記載しており、千円未満の端数は切り捨てている。そのため、文中や表における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない箇所がある。

2 本報告書において記載した固有名詞は、原則として記号（アルファベット・漢字・数字等）で記載している。ただし、大津市がホームページで公表している財務諸表のなかで「第三セクター等」としている法人については実名で記載している。

（参考 大津市の財務諸表での第三セクター等は以下のとおりである。）

（財）大津市産業廃棄物処理公社 （社福）大津市社会福祉協議会

（社福）大津市社会福祉事業団 （財）大津市勤労者互助会

（社）びわ湖大津観光協会 （財）大津市公園緑地協会 浜大津都市開発株

（株）大津ガスサービスセンター （株）パイプラインサービスおおつ

第2章 本報告書の構成について

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第1章 包括外部監査の概要

第2章 本報告書の構成について

第3章 大津市における契約事務の概要

I. 地方自治法の規定

II. 大津市における契約締結方式

III. 大津市における契約事務手続

第4章 総括的事項

I. 個別事案における論点のまとめ

II. 総括的意見

第5章 個別的事項

I. 個別事案の監査結果及び意見一覧表

II. 個別事案

資料